

新潟県「外国人ビザ手続き」実績 No.1

開業平成 4 年、許可率 96.2%、許可実績 39 カ国。

【新潟市 東区役所の地下 1 階】

南 国際行政書士事務所

MINAMI Immigration Procedure Specialist Office

「ビザを変更、更新したい」

「外国人を日本に呼びたい」

「日本で会社を設立したい」

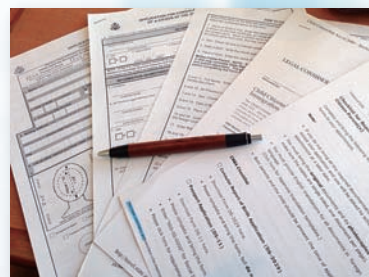
「国際結婚したい」 などなど、

堂々と日本で暮らせる、仕事ができる。



ビザを変更、更新したい

- ✓ 日本で就職したい ▶ 技術・人文知識・国際業務ビザ申請
- ✓ 日本で会社を設立したい ▶ 経営・管理ビザ申請
- ✓ 日本人と結婚したい ▶ 日本人配偶者等ビザ申請
- ✓ 日本人と離婚した ▶ 定住者ビザ申請
- ✓ 日本に永住したい ▶ 永住者ビザ申請
- ✓ 高度専門能力があるので優遇措置を受けたい ▶ 高度専門職申請
- ✓ そろそろビザの期限が切れそうだ ▶ ビザ更新申請
- ✓ ビザの変更をしたい ▶ ビザ変更申請
- ✓ 日本国籍を取得したい ▶ 帰化申請
- ✓ オーバーステイになってしまった ▶ 在留特別許可



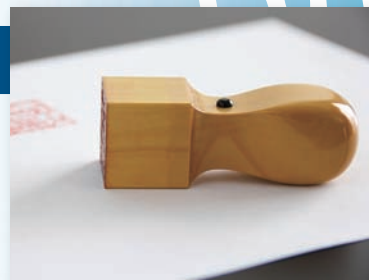
外国人を日本に呼びたい

- ✓ 外国料理のコックを呼びたい ▶ 技能ビザ申請
- ✓ 通訳、貿易の出来る人を呼びたい ▶ 技術・人文知識・国際業務ビザ申請
- ✓ 海外子会社の従業員を日本に転勤させたい ▶ 企業内転勤ビザ申請
- ✓ 外国人を短期招聘したい ▶ 短期滞在ビザ申請
- ✓ 技能実習生を受け入れたい ▶ 技能実習ビザ申請、法的保護説明講師
- ✓ 外国人受入組合を作りたい ▶ 組合設立、外部監査人就任
- ✓ 国際結婚したので配偶者を呼びたい ▶ 日本人配偶者等ビザ申請
- ✓ 海外に残した連れ子を呼びたい ▶ 定住者ビザ申請
- ✓ 高齢の親を呼び寄せたい ▶ 特定活動ビザ申請
- ✓ 家族に日本で医療を受けさせたい ▶ 医療滞在ビザ申請
- ✓ 海外の妻子と日本で生活したい ▶ 家族滞在ビザ申請
- ✓ 永住権を取ったので妻子を呼びたい ▶ 永住者の配偶者等ビザ申請
- ✓ 退去強制となった人を再び呼びたい ▶ 上陸特別許可



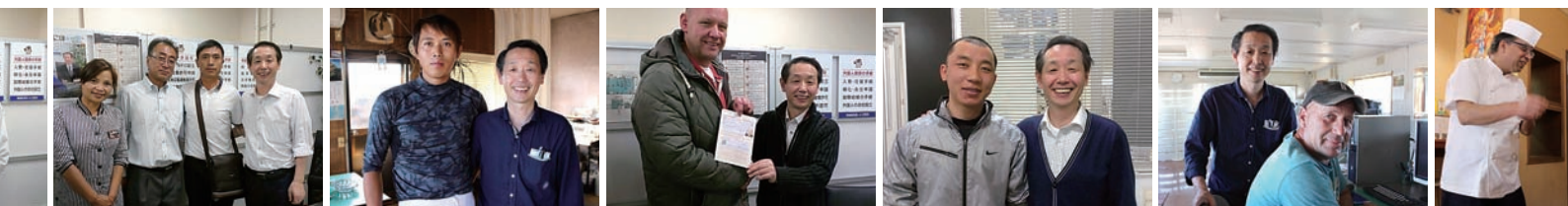
日本で会社を設立したい

- ✓ 日本で会社を設立したい ▶ 会社設立手続き
- ✓ 古物商許可、旅館業許可を取りたい ▶ 許認可申請
- ✓ 自分が取締役になった ▶ 経営・管理ビザ申請
- ✓ 法的な助言が欲しい ▶ 顧問



国際結婚したい

- ✓ 婚姻要件具備証明書の翻訳
- ✓ 外務省公印認証（アポスティーユ）の手続き
- ✓ 中華人民共和国駐新潟総領事館での認証申請
- ✓ 日本人配偶者等ビザ申請 など



外国人を雇用したい

- ✓ 技能実習生を呼びたい ▶ 技能実習計画認定申請
▶ 技能実習ビザ申請
- ✓ 介護従事者を雇用したい ▶ 介護ビザへの変更申請
- ✓ ビザ変更、更新手続き、契約書作成
- ✓ 国際経営コンサルティング、顧問 など

その他のサービス

- ✓ 外国人渉外（離婚・親権・養子）
- ✓ 外国人相続関係
- ✓ 中華人民共和国駐新潟総領事館でのビザ申請
- ✓ 翻訳
- ✓ 講演 など

当事務所でのビザ手続きの流れ

① まずは相談日時をご予約ください（初回無料相談）

営業時間外（夜間）や定休日でも状況により対応しております。
出張相談は別途出張料金を請求する場合があります。予約時に御確認ください。



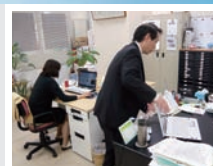
② ご相談（面談）

履歴書や各資料を御持参いただく場合があります。
報酬の見積もり、着手金、支払い時期・方法等も説明いたします。



③ ご契約（ご依頼）、業務着手

報酬のお見積もりや、弊所の方針にご納得頂けましたらご契約ください。
着手金のご入金を確認できましたら、業務に着手させていただきます。



④ 申請 ～ 許可のご報告、残金の御清算

準備が整いましたら申請いたします。
許可が下りましたら残金のご清算をお願いします。



※申請が不許可になってしまった場合には、迅速に不許可理由に応じた対応をいたします。
再申請により許可の見込みがあれば、無料にて再申請をさせていただきます。
東京入国管理局に不許可理由確認のための交通費・日当等が発生いたします。あらかじめご了承ください。



ご相談は
初回無料

通常1時間1万円
〈税別〉



中国語・英語
通訳が常駐

母国語で相談できて
意思疎通がラク



着手金半分
残金成功報酬

万が一、不許可でも
無料で再申請



本人の窓口
出頭が不要

入管行政の申請取次
行政書士が常駐

4つの安心
で皆さまを
サポート

私達は、外国人の方のビザ専門事務所です。
経験豊富なスタッフがあなたのビザ問題を誠心誠意解決いたします。





人様に喜ばれてこそ仕事 【事務所代表 南よりご挨拶】

弊所では、ビザ問題の具体的解決策をご提示するため、お客様のお話をじっくりお聴きして、問題の所在を正確に把握する事からはじめます。弊所の一番の強みは、先ずお話をじっくりお伺いし、事務所にいらっしゃる時は難しい顔をされていても、お帰りの際には気持ちよくお帰り頂ける事と自負しております。

新潟でビザ手続きでお困りの方、お悩みの方のお役に立ちたい。「人様に喜ばれてこそ仕事」そのような想いで業務にあたらせて頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務所公式：入管手続き専門サイト

<https://www.minavisa.com>

南 国際行政書士事務所

検索

中国領事認証の専門サイト

<https://ninsyou-china.jimdo.com>

新潟・中国領事認証代行センター

検索

中国ビザ申請の専門サイト

<https://visa-china.jimdo.com>

新潟 | 中国ビザ申請センター

検索

VISA Service

事務所概要

事務所名 南 国際行政書士事務所

代 表 南 直人（昭和 34 年 4 月 19 日生まれ）
行政書士（登録 第 92180495 号）
新潟県行政書士会「国際業務委員会」委員長
日本行政書士会連合会 関東地方協議会「国際業務連絡会」幹事
Japan Immigration Lawyers Association (JILA) 監事
新潟スロバキア協会 監事

所 在 地 〒950-0885
新潟市東区下木戸 1-4-1 新潟東区役所の地下1階

連 絡 先 Tel.025-272-1390 / Fax.025-288-5705
info@minavisa.com

営 業 日 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 18 時

所属団体 新潟県行政書士会、新潟商工会議所

